

報告第 18 号

小城市保育環境改善等事業補助金交付要綱について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 7 月 22 日 提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

私立保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業において、新型コロナウイルス感染症対策を行うための経費に対し、補助金を交付するための必要な事項を定めたため報告する。

小城市告示第 90 号

小城市保育環境改善等事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 18 日

小城市長 江里口 秀次

## 小城市告示第90号

### 小城市保育環境改善等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、私立保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育所等」という。）において、新型コロナウイルス感染症対策を行うことを目的とした保育環境改善等事業を行う保育所等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、市内で保育所等を運営するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

2 補助事業者又は補助事業者の役員等が次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、「認可保育所等設置支援事業について」(令和2年5月1日子発0501第2号)の別添5に定める保育環境改善等事業実施要綱3(2)④安全対策事業のうち保育所等において実施する新型コロナウイルス感染症対策に係るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために必要な消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、備品購入費、リース料とする。ただし、他の補助金により補助対象となる経費を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の実支出額の合計額から寄附金その他の収入額を控除した額と50万円のいずれか少ない額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けな

ればならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(第9号において「処分制限期間」という。)を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の5月31日までに市長に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産で処分制限期間を経過しない場合においては、処分制限期間を経過するまで帳簿を保管しておかなければならない。

(補助事業等の変更)

第8条 規則第9条第1項に規定する補助金等変更(中止・廃止)承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の補助金等変更(中止・廃止)承認申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。